



## 4 案内標識と注意喚起標識の 整備





# 4-1 案内標識と注意喚起標識の整備方針

ビギナーや当県を初めて訪れたサイクリストであっても、安全に安心してサイクリングを楽しむことができるよう、コース案内や注意喚起のための統一的な標識の整備についてのガイドラインを示す。

【いばらき自転車活用推進計画で位置づける目標と施策】

**「目標 1：サイクルツーリズムの推進による地域の活性化」**

「施策 1. 豊富な地域資源を活用した仕掛けづくり」

地域の様々な資源を活用したターゲットごとの地域特性を踏まえたセグメントに合った多彩なサイクリングを提供するコースづくりを推進し、地域の魅力体験や地域の人々との交流の促進を図る。

**「目標 2：自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備」**

「施策 1. いばらき自転車ネットワークに基づく計画的な整備推進」

サイクリストや観光客の安全で安心・快適な自転車利用の促進に向けて、「いばらき自転車ネットワーク」に基づき、計画的な走行空間の整備を推進する。

## (1) 基本的考え方

### ■ 標識整備の考え方

項目	種類	考え方
1) 安心して走行できるサイクリング環境の実現に向けて	① 利用者にわかりやすい充実したコース案内	● コースを初めて利用する人でも迷わないように、コース上の交差点や迷いやすい箇所にはコース案内を設置する。
	② サイクリング関連施設・観光地へのわかりやすい誘導	● 利用者が迷うことなく目的地に到達できるように、コース上に鉄道駅などの拠点施設や観光地への誘導案内を設置する。
2) 安全に走行できるサイクリング環境の実現に向けて	③ 危険箇所での注意喚起	● 自転車関連事故を防ぐために、自転車と自動車の双方に向けて、交差点や一般道との合流地点・歩行者が多い地点・自転車が車道を通行する区間等に注意を促す案内標識等を設置する。
	④ 自転車利用者に通行人マナー・ルールを周知	● 自転車の危険運転を防ぐために、車道の左側通行や交差点の通行方法など、通行人マナー・ルールを周知する案内標識等を設置する。 ● サイクリストどうしの挨拶等の啓発に関する表示も行う。



はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用  
【参考資料】

### ■デザインに関する考え方

項目	考え方
◆誰にでも分かりやすいデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●伝えたい内容がひと目で分かるように、ピクトグラムやシンプルな語句の使用、外国語の併記を前提としたデザインとする。</li> <li>●自転車の速度や目線の高さを踏まえて、案内標識等の大きさや設置位置を決定するとともに、夜間の視認性にも配慮する。</li> </ul>
◆デザインコードの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●統一的なデザインを採用することにより、地域の景観形成に寄与するとともに、サイクリングコースであることを利用者に周知する。</li> </ul>

### ■さらに価値を高める工夫

考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地の案内標識等の設置においては、マップやウェブサイトと連携し、体系的なサイクリングコースの案内を実現する。</li> <li>●QRコードの設置により、どこにいても必要な情報にアクセスできる環境を実現する。</li> <li>●外国人利用者等を想定し、拠点施設等において WiFi サービスの充実を図る。</li> </ul>

## (2) 対象とする標識

- ・案内標識は以下の通り分類される。
- ・本ガイドラインでは、法定外表示である「看板」を対象とする。

種類	定義
◆道路標識	●道路交通法第 2 条第 1 項 15 号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第 1 条～第 4 条により規定される。
◆道路標示	●道路交通法第 2 条第 1 項第 16 号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋳、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいい、種類、様式等については道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第 8 条～第 10 条により規定される。
◆看板	●道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の内容を表示する看板をいう。



### (3) 案内標識と注意喚起標識の役割と種類

#### ■案内標識と注意喚起標識の役割

基本的な考え方を踏まえ、本ガイドラインにおける案内標識と注意喚起標識の役割を以下に示す。

基本方針		機能	役割	
安心して通行できる 【案内標識】	① 利用者にわかりやすい充実したコース案内  ② サイクリング関連施設・観光地へのわかりやすい誘導	案内	◆コース案内	●コース上の交差点や迷いやすい地点において、サイクリングコースであること及び進行方向を案内 ●現在位置、起点・目的地までの距離を案内 ●サイクリングコース周辺道路からサイクリングコースへの誘導案内
			◆目的地案内	●目的地を予告、目的地までの距離を案内 ●サイクリングコース周辺の観光地を案内
			◆コースマップ	●拠点施設でサイクリングコースの全体像を案内
安全に通行できる 【注意喚起標識】	③ 危険箇所での注意喚起	警戒	◆自転車への注意喚起	●交差点手前での注意喚起（注意・徐行・とまれ） ●自動車・歩行者・釣り人に注意することを促す ●車止め手前での注意喚起 ●曲り角での注意喚起・転落防止 ●幅員が狭い区間・急勾配の区間での注意喚起
			◆自動車への注意喚起	●幅寄せしないことを促す ●横断する自転車がいることを注意喚起
			◆歩行者への注意喚起	●自転車に注意することを促す
	④ 自転車利用者に通行マナー・ルールを周知	指示	◆横断方法指示	●交差点の横断方法を指示（特に二段階右折）
◆左側通行指示			●左側通行を指示	
応援		◆自転車への応援	●ヒルクライム等厳しいコースで自転車を激励・応援し、奮起を促す	

## (4) 整備方針

案内標識と注意喚起標識の整備方針を以下に示す。

- 自転車利用者に対して、サイクリングコースであることや自転車向けの案内標識等であることをわかりやすく示すため、共通の規格（配色・フォント等）用いた案内標識等とする。
- 景観に配慮するとともに、走行中の自転車利用者やドライバーにも見えやすい配色・文字サイズとする。
- 警戒標識等は、遠くからでも目立つように配慮した配色とし、ピクトグラムを用いるなどひと目で分かりやすいデザインとする。

### ■ 配色

いばらき自転車ネットワーク路線に関わる案内標識等であることがひと目で理解できるように、共通の配色を設定する。ナショナルサイクルルートとして先行する「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の案内標識等のイメージを踏襲した配色とする。

なお、指定色の使用が困難な場合は、同程度の色を使用する。

	考え方	例 示	色の規格
【案内標識】	デザインの基本的考え方で示されている青色系の色と黄色系の色を組み合わせ用いる。		<青色系> JIS : 10 B、V4、C10 Pantone: 3005 C <黄色系> JIS : 2.5 Y、V8、C14 Pantone: Yellow C
【注意喚起標識】	自転車利用者やドライバーの注意を惹きやすくするため、白色をベースとし、赤色系の色を組み合わせ用いる。		<赤色系> PANTONE:185C マンセル値（近似） 7.5R4/16



## ■フォント

案内標識等に用いるフォントについては、利用者の視認性を考慮するとともに、いばらき自転車ネットワーク路線として統一感を持たせるため、ナショナルサイクルルートとして先行する「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の案内標識等のフォントを踏襲した以下の通り設定する。

		フォント名
和文		モリサワ見出ゴMB31
欧文	十分にスペースがある場合	<b>Interstate Bold</b>
	スペースが狭い場合	<b>Interstate Bold Condensed</b>
	単語が長く、スペースが非常に狭い場合	<b>Interstate Bold Compressed</b>

※入手方法

- ・モリサワ見出ゴMB31  
→モリサワ株式会社 (URL:<http://store.morisawa.co.jp/>) より、フォント使用ライセンスを購入
- ・Interstate Bold、Interstate Bold Condensed、Interstate Bold Compressed  
→Font Bureau (URL:<http://www.fontbureau.com/>) より、無料でダウンロード可能

## ■サイズ

案内標識及び注意喚起標識のサイズについては、筑波大学フィールド内における実物大の標識を用いた見え方検証により、以下のとおりとした。

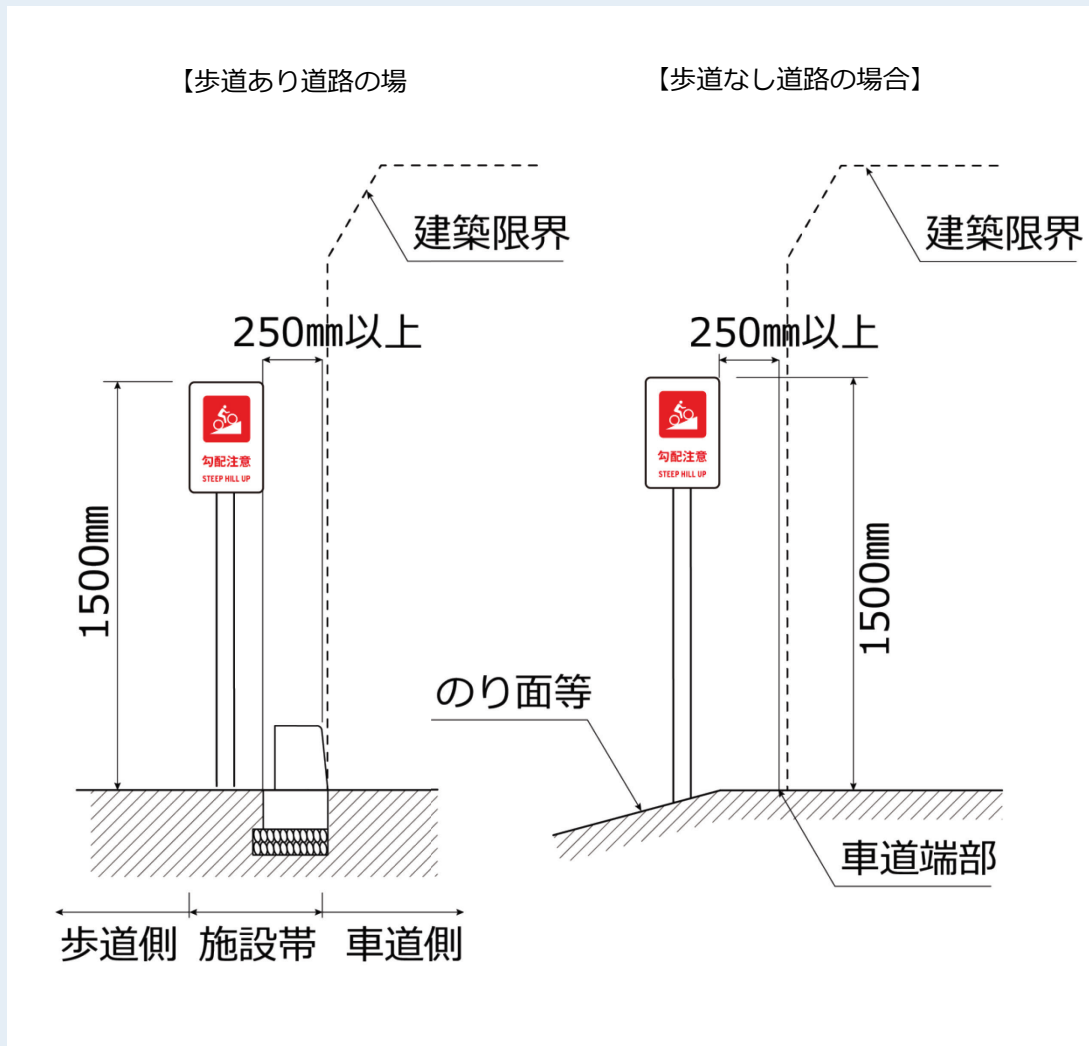
なお、ここでは設置間隔等の検証も行った。

案内標識	標識幅 W=200mm を基本
注意喚起標識	標識幅 W=300mm を基本



## ■ 設置高さや位置

- ・ 標識の設置高さは標識上端が 150 cm になるように設置する。<sup>※</sup>  
ただし、複数の拠点施設を案内する分岐案内サインについては標識上端が 180 cm になるように設置する。
- ・ 道路構造令第 12 条の建築限界の規定に準じて設置位置を定める。
- ・ 歩道等に標識を設置する場合で、車道に接続して路肩を設ける場合には建築限界のみを考えれば必ずしも歩道端に 25cm の余裕を確保する必要はないが、表示板の破損を防ぐためこの場合も同様に 25cm を確保することが望ましい。
- ・ 歩道等を有しない道路では、車道部端の外側に設置することを原則とする。この場合路側に余裕があれば車道部端から表示板の端までの空間を 25cm 程度確保することが望ましい。

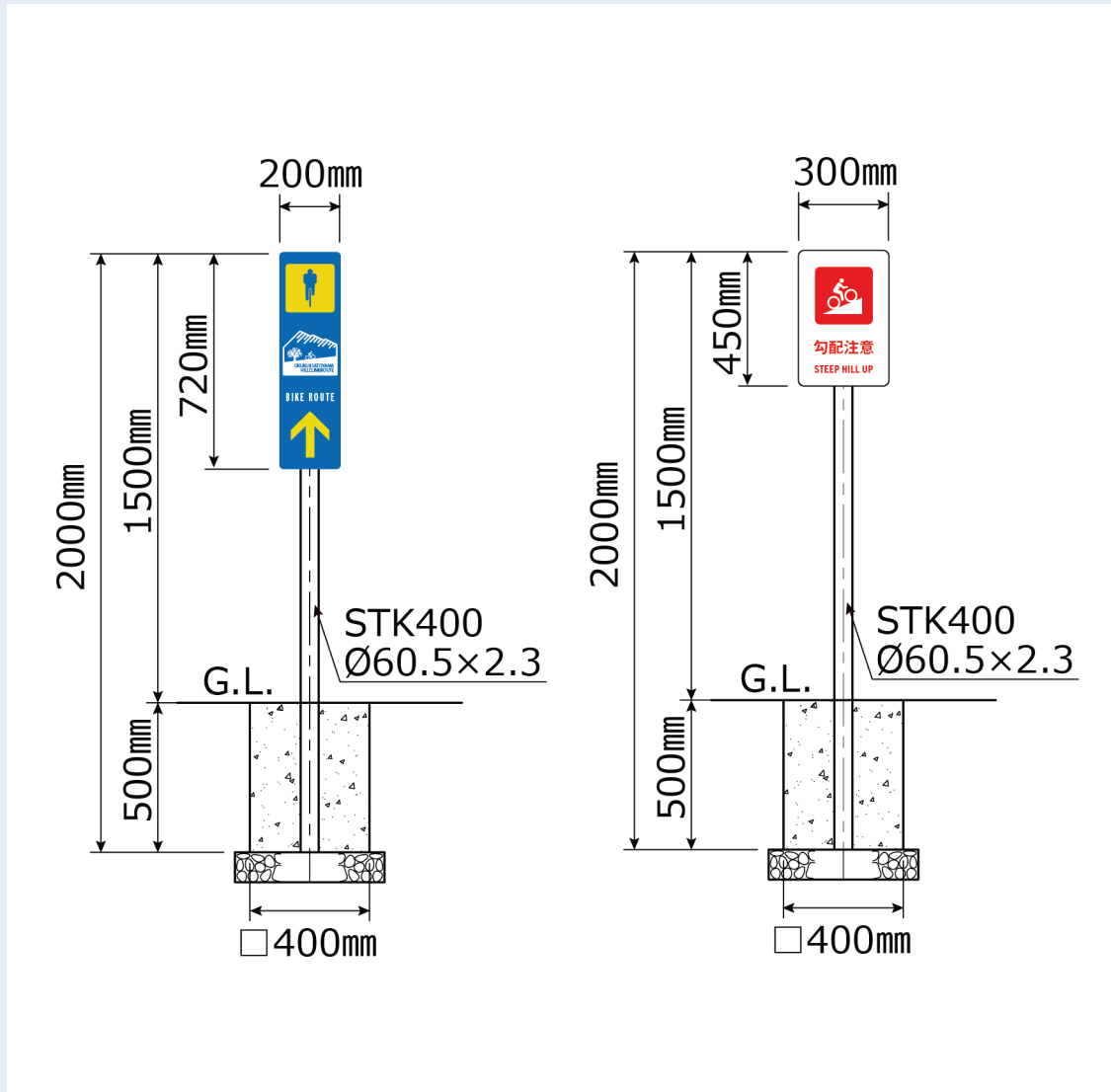


※ 標識の設置位置や標識板の設置高さについては、設置する道路の性格や交通の状況等を考慮し、各道路管理者と協議のうえ決定すること



### ■ 基礎構造

- ・ 標識の基礎は、コンクリート基礎を標準とする。
- ・ 標識設置箇所の状況によっては、土中打ち込み基礎に適宜変更する。



※基礎の寸法については、案内サインのサイズ、標識設置箇所の状況等によって適宜変更すること

はじめに

1 ガイドラインの概要

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 【参考資料】 自転車通行空間の運用



はじめに

1 ガイドラインの概要

■ルートサイン

本ガイドラインの適用範囲とする「奥久慈里山ヒルクライムルート」「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」「つくば霞ヶ浦りんりんルート」について、そのルートが瞬時に分かるよう、また、外国人サイクリストにとっても分かりやすくなるよう、それぞれに以下のようなルートサインを施す。

2 デザインの基本的な考え方

3 自転車通行空間の整備

4 案内標識と注意喚起標識の整備

5 拠点施設の整備方針

6 自転車通行空間の運用

